

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和7年7月22日

北海道音更町「宿泊税」の新設

北海道音更町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される音更町宿泊税の概要は以下のとおりです。

| 課税団体 | 北海道音更町 |
|---------|--|
| 税 目 名 | 宿泊税(法定外目的税) |
| 課税客体 | 音更町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 |
| 税収の使途 | 観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の 充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その 他の地域経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用 |
| 課税標準 | 上記施設における宿泊数 |
| 納税義務者 | 上記施設における宿泊者 |
| 税率 | 1人1泊につき200円 |
| 徴 収 方 法 | 特別徴収 |
| 収入見込額 | (平年度) 約 0. 9 億円 |
| 課税免除等 | ・修学旅行等の参加者(引率者も含む) ・認定こども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む) |
| 徴税費用見込額 | (平年度)約4.1百万円 |
| 課税を行う期間 | 条例施行後必要に応じて見直しを行うこととする規定あり |

- · 令和7年 4月23日 音更町議会にて条例案可決
- •令和7年 4月23日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- •令和8年 4月 1日 条例施行(予定)

連絡先

自治税務局企画課

担当:上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話:03-5253-5658

E メール: zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。